

マリンゲート塩釜・会議室利用許可申請書

平成 年 月 日

塩釜港開発株式会社 殿

申請人 (〒 ー)
住 所

名称又は氏名

印

電 話

下記により、マリンゲート塩釜の施設の利用許可を受けたいので、申請します。

利用目的 (行事名)			
利用期間 (利用時間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (時 分 ~ 時 分)		
利用場所	マリンホール (3階)	ベイサイドルーム (2階)	小会議室 (2階)
物品販売の 有 無 等	物品販売 (有・無)	飲食物の提供 (有・無)	寄付金の募集 (有・無)
入場予定者数			
備品の利用の 有 無 等			
会場責任者名	(電話番号)		
利用料金			
備 考			

許可条件

- (1) 許可を受けた利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
- (3) 許可なく寄付金の募集、物品の販売若しくは飲食物の提供を行わないこと、又は第三者にこれらの行為を行わせないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行わないこと。
- (5) 許可なく原状を変更しないこと。又、許可なく広告物の掲示若しくは配布又は看板、立て札等を設置しないこと。
- (6) 火災及び盗難の防止等に留意し、施設内における秩序を維持すること。
- (7) 利用を終了したときは、直ちに塩釜港開発株式会社に勤務する職員にその旨を申し出て、点検を受けること。
- (8) マリンゲート塩釜の施設、付属設備等を毀損又は滅失したときは直ちにその旨を届出、指示を得ること。
- (9) その他、塩釜港開発株式会社に勤務する職員の指示に従うこと。

※ 暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の許可等の決定にあたり、暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会する事があります。
利用の許可をされた場合であっても、後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、該当許可を取り消される場合があります。